

2025年11月通常会議 請願討論

柏木敬友子

私は、日本共産党大津市会議員団を代表し、ただ今議題になっています、
請願第5号 ガザ地区における人道危機を踏まえ、パレスチナの国家承認を求める意
見書の提出を求める請願
請願第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める請願
請願第7号 市民活動センターの運営方法の変更にかかる条例改正に関する請願
について、賛成の立場で討論いたします。

まず、請願第5号についてです。

パレスチナ自治区ガザでの人道状況はあまりにも非情、悲惨を極めています。国連児童基金ユニセフによりますと、停戦合意以降、人道援助を増やすのはずだったにもかかわらず、9300人の子どもが重度の急性栄養失調で治療を受け、妊婦の栄養失調で低体重児と先天性異常、死産が急増しているとのことです。ユニセフは保育器や人工呼吸器等破壊された医療機器、栄養剤などを搬送していますが、イスラエルはなおも必要な医療物資の搬送を妨害しているとのことです。一刻も早く今の状況に応じた人道支援、食糧支援が行われるためには、パレスチナの国家承認を急ぐべきです。しかし、国連加盟国の8割を超える160か国が国家承認しているにもかかわらず、日本は承認をしていません。

国連本部で7月に開かれた閣僚級国際会合で発出された「ニューヨーク宣言」は、パレスチナ人の自決権への支持を再確認し、パレスチナ国家の承認が2国家解決に不可欠であり、2国家解決が紛争解決の唯一・最善の道だと述べ、それに向けた断固たる措置と強固な国際的保障が必要だと訴え、期限を定めた具体的な措置を講じるとしています。このニューヨーク宣言起草の作業部会の共同議長国にも加わった日本が、国家承認を先延ばしすることは、倫理的にも説明がつかないものです。ガザでの非人道的状況を見て見ぬ振りができると、市民が大津市議会として国や政府に声をあげてほしいと仰っているのです。そうした市民の願いに心を寄せていただき、本請願への議員各位の賛同を求めます。

次に請願第6号です。

本請願は、高齢者の社会参加、認知症予防の観点から加齢性難聴者の補聴器購入にかかる助成制度を創設するよう求めていきます。

先日加齢性難聴の方からこのようにお聞きしました。相手の話しが聞こえづらい時、1対1なら「今の話聞こえなかったわ」と言えるが、大勢だとそうしたことが言えず、話の輪に入つていけないとのことでした。こうしたことが、例えば、高齢者のサロンに出かけることがおっくうになり、社会参加の低下につながるのではないかでしょうか。

認知機能は年とともに低下していきます。軽度認知障害(MCI)の人々は、認知機能のレベルが年相応よりも低下してしまっている状態です。MCIの方の推計は558万人と言われ、認知症予防で注目されるべき対象です。国立長寿医療研究センターが発行した MCI ハンドブックでは、補聴器を適切に使用することで、認知機能の低下を遅らせられる可能性があると解説しています。健康長寿は、すべての高齢者の願いです。補聴器は高額なため、購入に躊躇されることから助成制度があれば補聴器を使ってみようと背中を押すことができると、請願者は趣旨説明で訴えられました。助成制度を創設している他市では助成制度を活用した一年後にアンケートを行っておられるところがあり、「家族との会話が増えた、出かける回数が増えた」という嬉しい市民の声が返ってきているとのことです。補聴器助成制度は、本市の認知症施策の具体化にもなり、市民に待たれている制度でもあります。議員各位の賛同を求めます。

最後は、請願第7号です。

大津市市民活動センターの開設にあたっては、市民協働とは何か、協働のまちづくりには何が必要かという議論と準備が5年間をかけて行われ、同センターは開設当初から指定管理者制度を導入し管理運営が行われてきました。当時の議論は、2003年に市長に出された提言書「風の音・土の音からの8つの提言」に詳しくまとめられています。提言には「公共とは決して行政の独占物ではなく、一人一人の市民が、行政や企業・諸団体等とともに創り上げていくものではないでしょうか」と記載しているように、協働のまちづくりは市民と行政がともに進めていくものです。

ところが今回の市民活動センターの管理運営の見直しのプロセスには、その協働の姿勢が欠けているように思われます。

市民活動センターのあり方を見直す方向だと公に示されたのは今年9月であり、9月25日の市民との意見交換会では、まだ決定していないとの説明でした。その後11

月に行われた2回目の意見交換会の終了後、条例改正は11月通常会議に提出するとの発言があり、残っていた市民のみが知ることになったのです。これに対し「なぜ意見交換会のはじめに言わなかったのか」とその場で疑問の声が上がり、もう一度意見交換会は行われるであろうと受け止めて先に帰った市民は、その後に知ることとなりました。この一連の対応が、市民との信頼を失う大きな要因になったと考えます。協働のまちづくりは、互いの信頼無くしては築けません。

請願者は、趣旨説明において「私たちは直営を全面否定するものでも、指定管理に固執するものではない」こと、「市民の意見対話を進めてから結果を出してほしい」さらに「とりあえず、今回の改正は待ってほしい、そして真の協議を進めてほしい」と発言されています。市は、市民公益活動を担うあらゆる団体に門戸を開き、協働のまちづくりには何が必要なのか、市民活動センターの果たすべき役割、原点に立ち返り、広く市民との真の協議・協働を進めるべく、本請願への議員各位の賛同を求めます。

以上です。